

南大谷小学校父母と教職員の会 役員・委員・会計監査選任規則

第1条（目的）

本規則は、南大谷小学校父母と教職員の会の役員・委員・会計監査を公平かつ円滑に選出することを目的とする。

第2条（役員・委員の選任方法）

役員・委員は、会員からの立候補により選出する。立候補がない場合は、以下の第4条に基づいて選出方法を定める。

第3条（立候補者が定員以上の場合）

同一役職に定員以上の立候補があった場合、以下の方法のいずれかにより決定する。

- ・立候補者間の協議により調整。
- ・公開抽選（立候補者同士が合意の上、当年度役員複数人立ち会いのもと行う）。
- ・役員会にて、定員を超えて承認することも可能とする。ただし、会長は除く。
- ・上記のいずれも当てはまらない場合は先着順とする。

第4条（立候補がない場合）

立候補がなかった役職については、以下の手順で対応する。

- ・欠員状況を再度会員に周知し、立候補を呼びかける。
- ・期限までに立候補がない場合、役員会にて業務の再分担や当該業務の見直しを検討する。
- ・必要に応じて役員・委員の補充を年度途中でも受け入れる。
- ・年度途中の役員・委員は当該年度の役員会並びに運営委員会の承認の後、会員に対して報告するものとし、そのための臨時総会は開催しない。

第5条（相談役の設置および承認）

- ・相談役を置くか否かは、定期総会において承認された役員による協議を経て決定する。
- ・相談役の人選は、選出された役員が候補者に打診し、本人の承諾を得た場合に決定する。
- ・相談役の設置および人事は、役員会および運営委員会の議決をもって承認されたものとし、会員に周知するものとする。
- ・相談役の設置および承認のために臨時総会は開催しない。

第6条（会計監査の選任）

規約第9条に基づき選出する会計監査について、保護者からの2名は立候補もしくは役員による推薦によるものとし、推薦による場合は本人の同意を要する。教職員より選出される1名は教職員からの推薦により決定する。

第7条（任期）

役員・委員・会計監査の任期は原則として1年間とする。ただし、後任が決まらない場合は、業務継続の可否を本人の意思を尊重して判断する。年度途中に選任された役員・委員・会計監査の任期は当該年度までとする。

第8条（辞退）

立候補後、正当な理由により辞退することを希望する場合は、役員会にて協議し、承認することができる。

第9条（附則）

この規則は、2025年10月23日より施行する。